

校長の再就職について

以下のスケジュールにより、本市の校長職にある者が大学教授として採用されるための選考手続きを進めている例がある。

この場合、仮に大学を運営する法人が本市から補助金を受けていたとしても、既に職員基本条例（退職管理規定）の施行前から選考手続きが進められていることに鑑み、今年度については市長の承認を要しないこととして良いか。

教授推薦による大学教授選考

- 4 月～ 5 月 履歴書・研究歴・論文提出
- 6 月～ 7 月 教授による個人面接、研究発表評価など
- 8 月～ 9 月 教授による推薦者決定
→学内人事委員会へ推薦
- 10 月～11 月 教授会により合格者内定
→本人通知

(参考)

- ・大学は教育学等の必要な分野に関する研究業績や研究指導能力を有する者を採用する必要から、退職校長を採用することがある。